

(その1)

収支報告書

令和元 年分
開催分)

(ふりがな)

立憲民主党三重県第1区総支部

1 政治団体の名称 立憲民主党三重県第1区総支部

2 主たる事務所の所在地 三重県津市桜橋3丁目446-43

3 代表者の氏名 松田 直久

4 会計責任者の氏名 河内 孝治

事務担当者の氏名

(電話) _____

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	

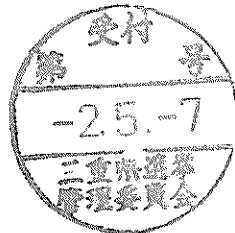
国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
	松田 直久
公職の種類	
(現職・候補者の別)	衆議院議員 (候補者等)
公職の候補者の氏名(2人目)	

公職の種類	
(現職・候補者の別)	_____
公職の候補者の氏名(3人目)	

公職の種類	
(現職・候補者の別)	_____

資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	平成31年2月11日 から 令和元年12月31日 まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



受付	会計	添付	複写	転記	
≡	了	了	モ	≡	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	6,100,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	6,100,000
支 出 総 額	6,095,916
翌年への繰越額	4,084

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	100,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	100,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	100,000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	立憲民主党本部	1,500,000	H31/2/28	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3階	
2	立憲民主党本部	1,500,000	H31/4/8	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3階	
3	立憲民主党本部	1,500,000	R1/7/17	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3階	
4	立憲民主党本部	1,500,000	R1/10/21	東京都千代田区平河町2-12-4 ふじビル3階	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合 計	6,000,000			

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	松田直久後援会	100,000	R1/12/1	三重県津市桜橋3丁目446-43	松田直久		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の寄附		0					
合 計		100,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,000,000		
(2) 光 熱 水 費	213,792		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	582,079		
(4) 事 務 所 費	2,630,111		
小 計	5,425,982	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	6,400		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	663,534	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	663,534		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	669,934	0	
合 計	6,095,916		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電気料金 (8月分)	56,357	R1/9/2	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
2	電気料金 (9月分)	40,631	R1/9/17	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
3	電気料金 (10月分)	38,433	R1/10/23	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
4	電気料金 (11月分)	35,217	R1/11/25	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
5	電気料金 (12月分)	33,704	R1/12/23	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	9,450				
	合 計	213,792				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	整理棚代	23,889	R1/7/31	株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1	
2	パソコン代	510,000	R1/9/1	株式会社コリンズ	三重県津市乙部35番11号	
3	名刺代	26,352	R1/9/17	有限会社神田印刷	三重県津市高茶屋小森上野町1323	
4	パソコン周辺機器	15,380	R1/11/21	株式会社エディオン	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	6,458				
	合 計	582,079				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃(3月分)	200,000	H31/4/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35番11号	
2	事務所家賃(4月分)	200,000	R1/5/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35番11号	
3	事務所家賃(5月分)	200,000	R1/6/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35番11号	
4	事務所家賃(7月分)	162,000	R1/6/28	株式会社エイコー不動産	三重県津市羽所町633番地	
5	事務所家賃(6月分)	200,000	R1/7/1	有限会社コリンズ	三重県津市乙部35番11号	
6	電話回線工事代	53,028	R1/7/29	西日本電信電話株式会社 三重支店	三重県津市桜橋2-149	
7	事務所家賃(8月分)	162,000	R1/7/31	株式会社エイコー不動産	三重県津市羽所町633番地	
8	事務所家賃(9月分)	162,000	R1/8/23	株式会社エイコー不動産	三重県津市羽所町633番地	
9	事務所火災保険料	19,470	R1/9/9	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	
10	事務所内の内装造作費	500,000	R1/9/20	株式会社ティー・エス・ケー	三重県津市久居明神町1153-1	
11	電話料金(9月分)	14,173	R1/9/24	西日本電信電話株式会社 三重支店	三重県津市桜橋2-149	
12	事務所家賃(10月分)	165,000	R1/9/25	株式会社エイコー不動産	三重県津市羽所町633番地	
13	電話料金(10月分)	21,093	R1/10/23	西日本電信電話株式会社 三重支店	三重県津市桜橋2-149	
14	事務所家賃(11月分)	165,000	R1/10/25	株式会社エイコー不動産	三重県津市羽所町633番地	
15	ゴミ回収費	17,440	R1/11/11	マルゼン有限会社	三重県津市大倉13番26号	
16	事務所家賃(12月分)	165,000	R1/11/25	株式会社エイコー不動産	三重県津市羽所町633番地	
17	電話料金(11月分)	11,988	R1/12/5	西日本電信電話株式会社 三重支店	三重県津市桜橋2-149	
18	事務所家賃(1月分)	165,000	R1/12/25	株式会社エイコー不動産	三重県津市羽所町633番地	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
19	電話料金（12月分）	29,102	R1/12/23	西日本電信電話株式会社 三重支店	三重県津市桜橋2-149	
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
	その他の支出	17,817				
	合 計	2,630,111				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	6,400				
	合 計	6,400				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	事務所案内発送費	168,454	R1/8/27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	事務所案内はがき作成費	55,080	R1/9/3	株式会社伊勢出版	三重県津市藤方977番地	
3	ポスター作成費	440,000	R1/10/30	日本コラージュ株式会社	三重県津市高茶屋小森町2680-7	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		663,534				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年5月7日

政治団体の名称 立憲民主党三重県第1区総支部

会計責任者の氏名 河内 孝治

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)




(印)

政治資金監査報告書

令和 2年 4月 10日

立憲民主党三重県第1区総支部

代表 松田 直久 殿

登録政治資金監査人  伊藤幸功

登録番号 第 5014号

研修修了年月日 平成28年 8月 5日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党三重県第1区総支部の令和1年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党三重県第1区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党三重県第1区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上